

広報板に掲示を希望する方へ

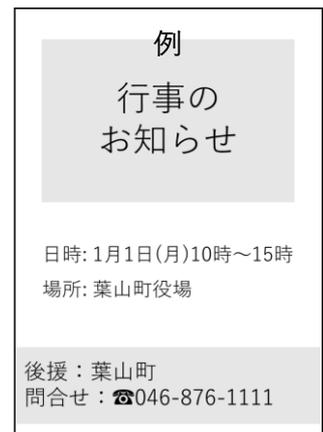
催し物のお知らせなど、町民団体の掲示物を、町の広報板に掲示することができます。次のことを守って広報板をご利用ください。

■掲示の申し込みができるもの

- 葉山町または葉山町教育委員会の後援または共催の承認を受けているもの
- 国、その他の公共機関が発行するもの
- 町立学校が発行するもの

■掲示物の条件

- 掲示期間：1週間または2週間（毎週水曜日に張り替え）
- 締切：掲示したい週の月曜日の正午（月曜日が祝日の場合は前週の金曜日の正午）
ただし、掲示スペースに限りがあるので、受付期間内でも先着順とします。予約はできません。
- 掲示物の大きさ：縦 A4 判（縦 29.7cm×横 21cm）以内
- 枚数：55 枚（政策課予備 1 枚含む）
- 掲示する面に必ず記載する項目
 - 葉山町または葉山町教育委員会の後援または共催の記載
 - 問合せ先（電話番号推奨、二次元バーコードのみは不可）



■申込み方法

掲示したい週の月曜日の正午までに、上記条件を満たした掲示物を町役場 2 階政策課に持参してください。許可印を押してから掲示します。

（注意）葉山町または葉山町教育委員会の後援または共催を申請し、承認をうけてから持参してください。

■注意事項

- 営利目的、政治的、宗教的な内容のものは掲示できません。
- 同じ内容の掲示は年度内に 1 回までです（原則）。
- 同じ団体による掲示は年度内に 2 枚までです（原則）。ただし、活動拠点が葉山町内であり、かつ活動の代表者が町内に居住する場合は、年度内に 6 枚まで使用できます。
- 掲示位置については、町に一任となります。
- 町が発行するもの、初めて掲載される方を優先します。

問合せ 葉山町政策財政部政策課 ☎046-876-1111（代）内線 333、334

広報板へチラシ・ポスターの掲示をご希望の方

チェックリスト✓

葉山町または葉山町教育委員会の、「後援」または「共催」の承認を受けましたか？※後援または共催の申請をしていない場合は、申請をして承認を受けてください。

掲示する面に、葉山町または葉山町教育委員会の「後援」または「共催」の記載はありますか？

掲示する面に、問い合わせ先の「電話番号」もしくは「メールアドレス」を記載しましたか？※読み取りができない場合があるため、二次元バーコードのみの掲載は不可です。

「55枚」用紙しましたか？

↑すべてにチェックが入ったら葉山町役場 2 階政策課に、チラシ・ポスターを持参してください。